

議案第 2 4 号

三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市職員の給与に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 再任用の項を次のように改める。

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第 2 医療職給料表（ 2 ）再任用職員の項を次のように改める。

再任用職員		188,700	215,300	243,500	274,600	289,700	315,100	356,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第 2 医療職給料表（ 3 ）再任用職員の項を次のように改める。

再任用職員		235,100	255,400	262,600	274,600	289,700	315,100	356,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

附 則

この条例は，平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。